

【重要】新型コロナウイルス感染症(新たな隔離地域の指定及び解除等)

- 14日、スリランカ当局は隔離地域の指定・解除等について以下のとおり発表しました。
 - ー コロンボ県5地域(コロンボ1、2、11区他の一部)及びガンパハ県1地域(Kelaniya 警察管区)を新たな隔離地域に指定(16日(月)午前5時以降有効)
 - ー コロンボ県及びガンパハ県の一部地域の隔離地域指定を継続
 - ー その他の地域の隔離地域指定を解除(15日(日)午前5時以降解除)
- 引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集、定期的な手洗い・手指の消毒を行うとともに、外出時などにはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス(社会的距離)を保つなどの感染症対策に努めてください。

1

(1)14日、スリランカ当局は、16日(月)午前5時よりコロンボ県 Fort、Slave Island、Maradana、Dam Street、Pettah の警察管区及びガンパハ県 Kelaniya 警察管区を隔離地域に指定する旨発表しました。また、コロンボ県及びガンパハ県 Negombo、Ja-Ela、Kadawatha、Wattala、Ragama、Peliyagoda 警察管区の隔離地域指定を継続し、そのほかの地域については15日午前5時で解除する旨を発表しました。

(2)これまでに隔離地域に指定されている地域は、今回新たに指定された地域を含め以下のとおりです(いずれも新たな通知があるまで有効です。)。隔離地域は越境等の移動制限など、厳しい規制がなされていますので、現場の警察など当局のアナウンスや指示に従い行動してください。

ア コロンボ県:

(継続)Borella, Mattakkuliya, Modara, Bloemendhal, Kotahena, Grandpass, Foreshore, Barber Street, Maligawatte, Dematagoda, Keselwatta(以上、コロンボ8区から10区及び12区から15区の一部), Wellampitiya(コロンボ郊外)の警察管区

(16日午前5時~)Fort, Slave Island, Maradana, Dam Street, Pettah(コロンボ1区、2区、10区、11区の一部)の警察管区

イ ガンパハ県:

(継続)Negombo, Ja-Ela, Kadawatha, Wattala, Ragama, Peliyagoda の警察管区

(16日午前5時~)Kelaniya 警察管区

2 上記1(2)の地域に滞在している方以外も、以下の高危険地域地図(ハイリスクエリアマップ)も参考の上、一定のエリアで集団感染が確認された場合などに、その地域が隔離地域となるケースがあることを念頭に、今後も当局が発表する最新情報の収集に努めてください。

○高危険地域地図(ハイリスクエリア:9日付保健省発表)

http://www.epid.gov.lk/web/images/pdf/Circulars/Corona_virus/moh_area_map_29.jpg

(1) 当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集に努めるとともに、こまめな手洗い・手指の消毒、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンス(社会的距離)の確保、自宅やオフィスでの定期的な換気など、正しい知識に基づいた感染症対策に努めてください。また、規則正しい生活や十分な睡眠をとるなど自己の健康管理に努めるとともに、自己のみならず、他人に感染させないような行動を心がけてください。

(2) なお、スリランカ政府は、検疫及び疾病防止条例にて、公共の場におけるフェイスマスクの着用やソーシャル・ディスタンスの確保等の新たな規則を追記する官報を発出しています。これら規則や規制に従わなかった場合には、罰金や懲役等の法的措置がとられる場合がありますので、十分に注意をしてください。

○条例の改正内容は、10月15日発表の官報をご参照ください。

http://www.documents.gov.lk/files/egz/2020/10/2197-25_E.pdf

【参考】官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【当館新型コロナ関連リンク】

過去の当館からの領事メールや新型コロナウイルス感染症関連情報を確認する場合は、以下のウェブサイトからご利用いただけます。

https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000915.html

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話:(国番号94)11-269-3831

※1 現在、当大使館では「在留状況確認調査(11月20日まで)」を行っています。詳細は以下のとおりですので、当地に在留されている方等は是非ご協力をお願いします。

<https://www.lk.emb-japan.go.jp/files/100112064.pdf>

※2「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>